

令和3年（行ウ）第277号

原 告 フロントラインプレス合同会社

被 告 国

訴え変更申立書

2022年（令和4年）5月10日

○ 東京地方裁判所民事第2部Ae係 御 中

原告訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 弁護士 出口かおり



第1 訴え変更後の請求の趣旨

原告は、訴状記載の請求の趣旨第1項を次のとおり交換的に変更する。

- 1 運輸安全委員会事務局長が、原告に対し、令和4年1月6日付けでした、行政文書の一部不開示決定処分（運委総第243号）について、不開示とした部分を取り消す。

第2 訴え変更の理由

運輸安全委員会事務局長は、本件訴訟係属後の令和4年1月6日、原処分を取り消し、本件対象文書②のうち、新たに、本件事故の調査報告書の作成に係る原資料の一覧表を部分開示した（乙8の2。以下「本件変更処分」という。）。本申立ては、この追加開示を受けて、訴えの一部を変更（減縮）するものである。

以上